

建築基準法に基づく中間検査の対象見直しについて

1 概要

令和7年4月から、全ての建築物に省エネ基準への適合を義務付ける改正省エネ法が施行されます。

またこれに併せて、省エネ基準への適合を確実に担保することを目的に、建築確認の審査プロセスを充実する改正建築基準法が同時施行されます。

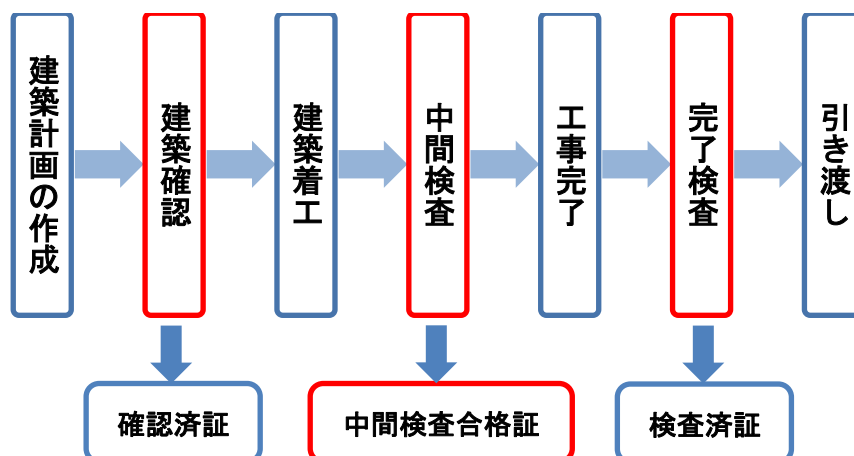
これらの法改正を契機に、本市における建築物の更なる安全性の確保に向けて、**本市の指定に基づく建築物の中間検査（※）の対象を見直したのでお知らせします。**

※ 中間検査制度とは

平成7年の阪神・淡路大震災では多くの建築物が倒壊し、建築物の安全性確保の必要性が改めて認識された。

このため、従来の建築確認と完了検査だけではなく、完了検査時には見えなくなる軸組など、工事中での検査を実施するものとして、平成11年に「中間検査制度」が創設された。中間検査を受検し、中間検査合格証の交付を受けなければ、その後の工事を行うことができない。**中間検査の実施により、建築物のより一層の安全性の確保ができる。**

中間検査の対象となる建築物は、全国一律で義務付けられているものがあるほか、京都市が独自に対象を定めることができる。



2 中間検査の対象見直し内容

	対象建築物	検査の工程
見直し前	○木造住宅等（2階以上又は床面積 50 m ² 超）	建て方工事
	○特殊建築物（※1）（床面積 100 m ² 超）	基礎工事 建て方工事



見直し後	○見直し前の対象建築物	基礎工事
	○上記以外の2階以上又は延べ面積 200 m ² 超	建て方工事 (※2)

※1 病院、ホテル、学校、飲食店、物販店舗、共同住宅など

※2 木造住宅等は建て方工事のみ

3 見直しのポイント

- ・ 中間検査の対象について、これまで木造住宅や不特定多数の方が利用する特殊建築物に限定していましたが、見直しにより全ての用途に拡充します。
- ・ これにより、事務所や工場（2階以上又は延べ面積 200 m²超）が新たに中間検査の対象となります。
- ・ 令和7年4月1日以降に確認申請を行うものから見直し後の対象建築物等となります。
- ・ 詳細はHPでも御覧いただけます。

「中間検査制度の見直しについて」

<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000332949.html>

<お問合せ先>

京都市 都市計画局 建築指導部 建築審査課

電話 075-222-3616